

看護小規模多機能型居宅介護施設「まきば」運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人フジタが開設する看護小規模多機能型居宅介護施設「まきば」(以下「事業所」という。)が行う看護小規模多機能型居宅介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(サテライト型の場合における介護支援専門員の資格がない計画作成担当者を含む。)、介護職員又は看護職員(以下「従業者」という。)が、要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、事業所への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。また、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 看護小規模多機能型居宅介護施設「まきば」
- (2) 所在地 豊田市高町東山4番地621

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成、法定代理受領の要件である事業の利用に関する市町村への届出の代行等を行う。
- (3) 介護職員 5名以上
介護職員は、サービスの提供に当たる。
- (4) 看護職員 2.5名以上(常勤換算)
看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間
通いサービス 9:00~17:00

宿泊サービス	17:00～9:00
訪問サービス	24時間

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第6条 事業所の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通い定員 18名
- (3) 宿泊定員 9名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 通いサービス

事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練等を行う。

- (2) 宿泊サービス

事業所に宿泊する利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練等を行う。

事業所の介護支援専門員(計画作成担当者を含む。)が登録者への事業の提供に支障がないと認めた場合で、かつ、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急性を認めた場合に、利用者の状態や家族等の事情により7日以内で事業の提供を行う。なお、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内で事業の提供を行う。(短期利用のある場合は記載が必要)

- (3) 訪問サービス

利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練等を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道5km以上10km未満は500円、10km以上は1,000円を徴収する。
- 3 食費は、朝食代310円、昼食代620円、おやつ代100円、夕食代520円を徴収する。
- 4 宿泊費は、2,750円を徴収する。
- 5 おむつ代は、実費とする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、豊田市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。

- (1) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は事業所が定めた協力（歯科）医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 前項の従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者（防火管理についての責任者を含む。）を定め、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

2 事業所が浸水想定区域に所在する場合は、浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等（避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等）の必要な措置を講ずる。

3 事業所が土砂災害警戒区域に所在する場合は、土砂災害の発生に備え、土砂災害対応マニュアルの策定、避難訓練の実施等必要な処置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法の規定により豊田市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該豊田市からの質問若しくは照会に応じ、及び豊田市が行う調査に協力するとともに、豊田からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(情報公開)

第14条 事業所において実施する事業の内容について、第18条第2項に定める運営推進会議にて報告する。

2 前項に定める内容は、事業所が提供する看護小規模多機能型居宅介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果を事業所従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを豊田市に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所従業者は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体拘束の適正化を図るためため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について事業所従業者に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 事業所従業者に対し、身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(地域との連携など)

第18条 事業所従業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、豊田市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所従業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、事業所従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、すべての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 毎月

- 2 事業所従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、事業所従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨、採用時に提出した誓約書に記載のあることを周知させる。
- 4 事業所は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人フジタと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。